

会議の公開・非公開の取扱等について

1 会議の公開・非公開等の決定方法について

会議の公開・非公開等については、県の附属機関等の管理に関する要綱に基づき、本協議会で決定していただく。

2 会議の公開・非公開の取扱等について（案）

（1）会議について

県の附属機関等の管理に関する要綱や青森市附属機関以外の会合等の運営に関する基準では、会議は公開するよう努めるとされていることや、他県等での病院のあり方に関する会議では、公開としている事例が多いことを踏まえ、本協議会は原則公開とする。

なお、議論の内容により特に非公開が必要と考える事由が生じた場合は、協議会において改めて協議していただくこととしたい。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、傍聴については報道関係者のみとしたい。

（2）会議資料について

会議資料は公開としたい。

（3）議事要旨について

本会議終了後、議事要旨を公表することとしたい。

3 その他（委員の代理出席について）

委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができることとしたい。

県の附属機関等の管理に関する要綱（抜粋）

（会議の公開）

第11 附属機関（※）の会議は、公正で円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合又は特定の者に利益又は不利益を与える場合その他公開することが不適当であると認められる場合を除き、これを公開するように努めるものである。

県の附属機関等の管理に関する運用方針（抜粋）

10 第11（会議の公開）関係

(1) 附属機関の運営については、法令等に定めがある場合を除き、当該機関が決定するものであり、会議の公開についても当該機関が決定するものである。

※ 附属機関とは、地方自治法に基づく附属機関及びこれに類似する要綱等に基づく懇話会等をいう。

青森市附属機関以外の会合等の運営に関する基準（抜粋）

【会合等の公開】

○会合等の概要は公開の対象とはしないが、可能な限り、会議の公開や出された意見の概要等の作成に努めること。

（参考）病院のあり方の検討に関する会議の事例

会議名	①埼玉県立病院の在り方検討委員会	②千葉市病院事業のあり方検討委員会	③兵庫県西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編検討懇話会
(1) 会議公開の決定方法	第1回委員会で決定	第1回委員会で決定	第1回懇話会で決定
(2) 会議の公開に関する取扱	公開	公開 （ただし、委員長が会議の全部又は一部を非公開とすることが可能）	一部公開 （事務局説明まで公開、委員の意見交換は非公開） ※会議終了後、事務局から会議の概要を説明